

3 サービス利用までの流れ (介護給付、訓練等給付、障害児通所給付)

①申請

申請者（障害のあるお子様の場合は「保護者」以下同じ。）は、利用したいサービスについて、お住まいの市町村担当窓口申請をします。

障害者支援施設などに入所している人は入所前に住んでいた市町村に申請をします。

障害児入所施設については、こども家庭相談センターへ申請をします。

②サービス等利用計画案（障害児の場合は「障害児支援利用計画案」以下同じ。）の作成を依頼

申請者は、お近くの指定特定相談支援事業者（障害児の場合は「指定障害児相談支援事業者」以下同じ。）にサービス等利用計画案の作成を依頼します。計画案の作成にあたり、サービス利用の意向や、健康状態、生活の状況等について聞き取りが行われます。

※サービス等利用計画とは

サービス利用の意向や、申請者の方の健康状態等を踏まえて、1年間の長期的な目標やサービスの利用についての計画を記載したものの。

③（介護給付の場合）

障害支援区分の認定

障害の程度や生活の状況について調査が行われます。この調査結果や医師意見書などをもとに、市町村審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分（障害の多様な特性やその他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの）が認定されます。

④（障害児通所支援の場合）

市町村による聞き取り

市町村の担当者により、保護者の方へお子様の心身の状況や、置かれている環境、その他のこと等について聞き取りが行われ、サービス利用の意向聴取が行われます。

⑤サービス等利用計画案の提出

申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市町村担当窓口へ提出します。この計画をもとにサービスの支給決定がされます。

⑥支給決定・通知

障害支援区分認定、介護や居住の状況、サービスの利用意向などをもとに、サービスの支給量が決定され、通知されます。また、併せて受給者証が交付されます。

⑦サービス等利用計画の作成

支給決定の内容やサービス等利用計画案等をもとに、指定特定相談支援事業者がサービスを利用する事業者と相談しながら、サービス等利用計画を作成します。

⑧サービス利用の確定

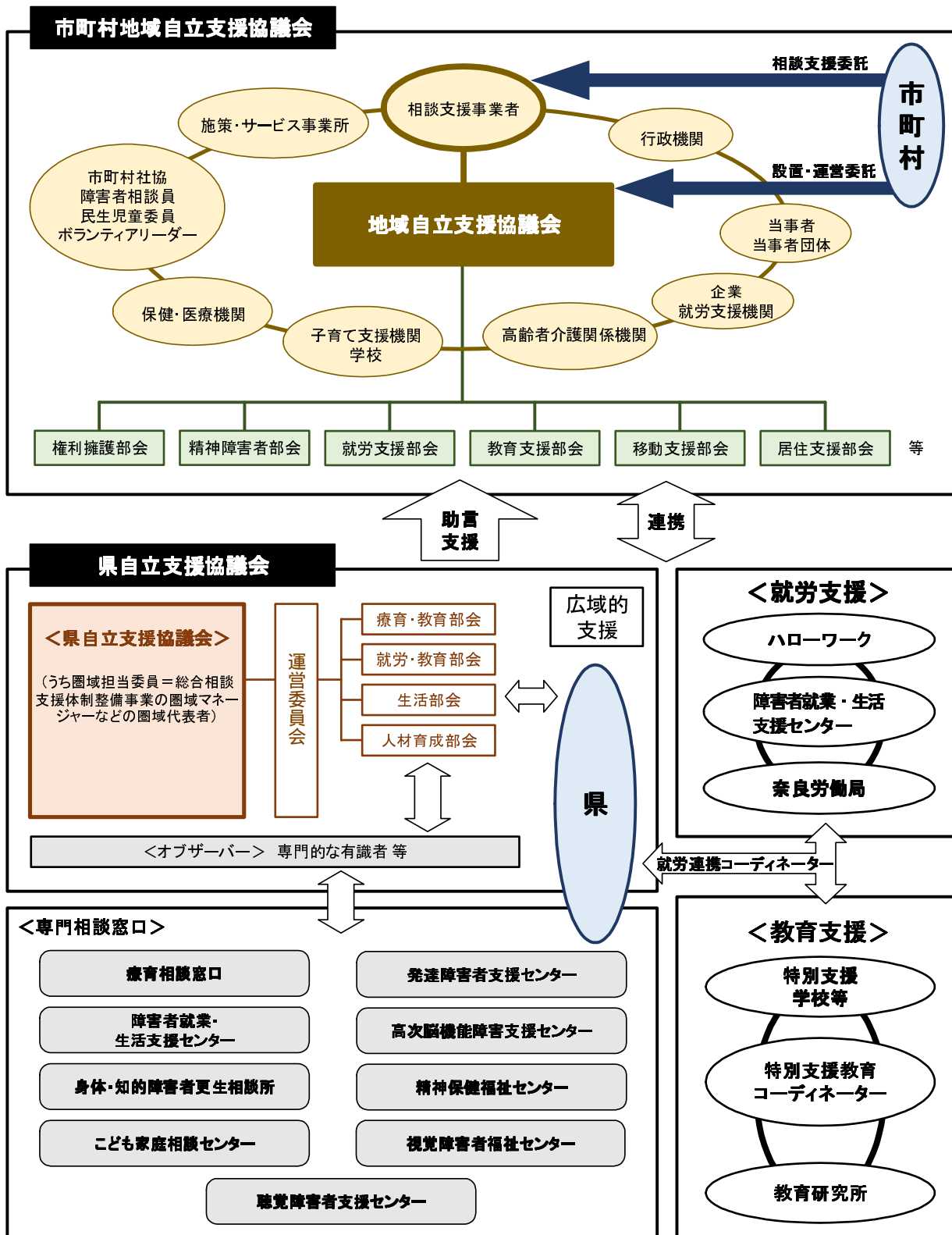
申請者はサービス等利用計画を市町村担当窓口に提出し、サービスの利用が確定されます。

⑨事業者と契約・サービスの利用開始

申請者は、サービスを利用する事業者と契約を結び、サービス等利用計画、事業者が作る支援計画にもとづいて、サービスの利用を開始します。

4 障害者総合支援法における相談支援体制

市町村協議会モデル



(1) 総合相談支援体制整備事業

圏域及び各市町村における相談支援体制の整備を図るため、県内に中核となる相談支援の拠点を設置して、総合的かつ広域的な相談支援を推進し、本県の相談支援体制の構築をめざします。

施設名	所在地	電話、ファックス番号
生活支援センター おはな (西和圏域)	〒639-0201 北葛城郡上牧町片岡台 2-6-10	TEL 0745-43-5513 FAX 0745-43-5513
りあん (中和圏域及び五條市,吉野町,大淀町,下市町,黒滝村,天川村,野迫川村,十津川村)	〒635-0132 高市郡高取町森 389 番地	TEL 0744-47-2663 FAX 0744-47-2664
地域生活支援センター ひまわり (東和圏域及び下北山村,上北山村,川上村,東吉野村)	〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 847-3	TEL 0745-42-1320 FAX 0745-42-1324

(2) 障害児等療育相談事業

在宅の障害児(者)の地域生活を支えるため、身近で専門的な療育指導や相談等が受けられる療育相談施設を指定し、在宅福祉を担当するコーディネーターを配置して各種の援助業務を行います。

施設名	所在地	電話、ファックス番号
仔鹿園	〒630-8424 奈良市古市町 1-2	TEL 0742-62-5811 FAX 0742-62-5812
愛の集い学園	〒635-0051 大和高田市根成柿 340-1	TEL 0745-52-5174 FAX 0745-52-5185
吉野学園	〒638-0821 吉野郡大淀町下泷 1642-20	TEL 0747-52-7631 FAX 0747-53-0585

(3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、関係機関との連携を図りつつ、必要な指導、助言等の支援を行います。

施設名	所在地	電話、ファックス番号
コンパス (奈良圏域)	〒630-8441 奈良市神殿町656番地の4	TEL 0742-93-7535 FAX 0742-93-7537
たいよう (東和圏域)	〒633-0091 桜井市桜井 232 ヤガビル 3 階 302 号室	TEL 0744-43-4404 FAX 0744-43-4404
ライク (西和圏域)	〒639-1134 大和郡山市柳 2-23-2	TEL 0743-85-7702 FAX 0743-85-7703
ブリッジ (中和圏域)	〒634-0812 橿原市今井町 2-9-19 今井長屋 1	TEL 0744-23-7176 FAX 0744-23-7181
ハローJob (南和圏域)	〒638-0821 吉野郡大淀町下泷 158-9	TEL 0747-54-5511 FAX 0747-54-5501

(4) 発達障害者支援センター

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等がある方とその家族等に対する支援を行います。

施設名	所在地	電話、ファックス番号
発達障害支援センター 「でいあー」	〒636-0393 磯城郡田原本町多 722 番地	TEL 0744-32-8760 FAX 0744-32-8761

- 支援内容
- ① 相談支援
 - ② 発達支援
 - ③ 就労支援
 - ④ 普及啓発及び研修

(5) 高次脳機能障害支援センター

外傷性脳損傷や脳血管障害等の後遺症として日常的に大きな支障をもたらす高次脳機能障害がある方とその家族等に対する支援を行います。

施設名	所在地	電話、ファックス番号
高次脳機能障害 支援センター	〒636-0393 磯城郡田原本町多 722 奈良県障害者総合支援センター内	TEL 0744-32-0205 FAX 0744-32-0205

- 相談内容
- ① 高次脳機能障害に関する疑問・質問
 - ② 福祉サービスに関する相談
 - ③ 就労に関する相談
 - ④ 各種障害者手帳取得に関する相談

その他、高次脳機能障害の検査・診断（予約制）・研修も行っています。

5 指定事業者・施設について

各市町村担当窓口にお問い合わせいただく他に、インターネットで情報をご覧いただくこともできます。

「障害者福祉のご案内」ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/11597.htm>

独立行政法人福祉医療機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/>

6 相談窓口について

各市町村担当窓口及び各市町村社会福祉協議会等でご相談いただけます。

インターネットで各種の情報をご覧いただくこともできます。

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/>

奈良県ホームページ

<https://www.pref.nara.jp/>